

犯罪被害者等支援条例を制定している政令市における各種支援施策等の概要

基本法における条項	岡山市(全 12 条) 犯罪被害者等基本条例 平成 23 年 4 月 1 日施行	京都市(全 19 条) 平成 23 年 4 月 1 日施行	堺市(全 15 条) 平成 25 年 4 月 1 日施行	神戸市(全 11 条) 平成 25 年 4 月 1 日施行 平成 30 年 7 月 1 日改正施行	名古屋市(全 14 条) 平成 30 年 4 月 1 日施行	横浜市(全 16 条) 平成 31 年 4 月 1 日 施行予定
第二章 基本的施策						
第 11 条 (相談及び情報の提供等)	・総合窓口	・総合相談窓口	・総合相談窓口	・総合相談窓口	・総合支援窓口	・総合支援窓口
第 12 条 (損害賠償の請求についての援助等)	—	—	—	—	【見舞金】 ・遺族が損害賠償請求権通りに賠償が受けられない場合に支給	—
第 13 条 (給付金の支給に係る制度の充実等)	—	【生活困窮者に対する生活資金の給付】 ・殺人、傷害など 30 万円	—	【支援金】 ・遺族支援金 50 万円 ・重傷病支援金 15 万円 【家事援助費の助成】 ・実費の 1/2 を助成 【一時保育費の助成】 ・実費の 1/2 を助成 【教育関係費の助成】 ・実費の 1/2 を助成	【支援金】(資産要件あり) ・死亡 30 万円 ・重傷病等(性犯罪被害を含む) 10 万円 【ホームヘルプサービス】 ・ホームヘルパーの派遣 【配食サービス】 ・1 日 1 回食事を配達	【見舞金】 ・死亡 30 万円 ・重傷病 10 万円 ・性犯罪被害見舞金 5 万円 【家事及び介護支援】 ・実費の 9 割を助成 【一時保育支援】 ・実費の 9 割を助成
第 14 条 (保健医療サービス及び福祉サービスの提供)	—	—	【心理カウンセリング事業】 ・カウンセラーによる心理相談	—	【精神医療支援】 ・医療費自己負担分の半額を支給	【カウンセリングの提供】 ・専門資格を持つ事業所でのカウンセリングの提供
第 15 条 (安全の確保)	—	—	—	—	【一時避難施設宿泊制度】 ・一時的な宿泊場所を提供	【緊急避難場所の提供】 ・ホテル等の宿泊
第 16 条 (居住の安定)	【市営住宅の目的外使用】 ・市営住宅の一時的な提供	【被害直後の一時利用住居の提供】 【市営住宅のあっせん】 ・市営住宅の優先入居	【市営住宅の目的外使用】 ・一時避難住宅の提供 ・家賃免除、3 ヶ月以内	【緊急転居費の助成】 ・実費を助成 【転居後の家賃助成】 ・実費の 1/2 を助成 【市営住宅の目的外使用】 ・市営住宅の一時的な提供	【市営住宅のあっせん】 ・市営住宅の優先入居 【市営住宅の目的外使用】 ・市営住宅の一時的な提供	【転居支援】 ・転居費用の実費を助成 【市営住宅の目的外使用】 ・市営住宅の一時的な提供
第 17 条 (雇用の安定)	—	—	—	【就労準備金の助成】 ・資格等の取得費用 ・実費の 1/2 を助成	—	—
第 18 条 (刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)	—	—	—	—	—	—
第 19 条 (保護、捜査、公判等の過程における配慮等)	—	—	—	—	—	【弁護士による法律相談】 ・無料法律相談
第 20 条 (国民の理解の増進)	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施	・広報啓発の実施
第 21 条 (調査研究の推進等)	—	—	—	—	—	—
第 22 条 (民間の団体に対する援助)	—	—	—	—	・活動資金を助成	—
第 23 条 (意見の反映及び透明性の確保)	—	—	—	—	・有識者懇談会の開催	—

※各種助成制度については限度有